

令和7年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合
議 会 （ 定 例 会 ） 会 議 録

令和7年2月4日（火）午後2時00分より、令和7年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6 名

1 番 櫻沢 裕人	2 番 野崎 和也	3 番 川島 靖弘
4 番 奥泉 淳広	5 番 下澤 章夫	6 番 浜中 順

2. 欠席議員 0 名

3. 出席説明者

管 理 者	橋 本 弘 山	副 管 理 者	杉 浦 裕 之
教 育 長	儘 田 文 雄	会 計 管 理 者	早 野 正 博
事 務 局 長	田 中 智 文	給 食 課 長	田 島 等
職 員 係 長	渡 辺 佳 則	庶 務 係 長	武 藤 道 浩
管理給食係長	瀧 島 淳 介		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	一般質問
日程第 4	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて [令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算 (第4号) 令和6年11月22日専決]
日程第 5	議案第2号 令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算 (第5号)
日程第 6	議案第3号 令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算

日程第 7	議案第 4 号	令和 7 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について
日程第 8	議案第 5 号	羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 6 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

○議長（下澤章夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 6 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 7 年第 1 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆さま、こんにちは。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和 7 年第 1 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの市町の議会を控え、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより、当組合の運営につきましても、深い御理解と御協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

国内全体に目を向けますと、食料品や燃料費など生活に必要な様々なものについて、依然、物価の高騰の状況が続いており、市民の皆様の生活に様々な影響を与えています。また、新型コロナウイルス感染症に関しては、以前より落ち着きを取り戻しつつあるものの、インフルエンザウイルス感染症も流行しており、羽村市・瑞穂町の小・中学校でも、学級閉鎖が数多く発生したと聞いております。

このような社会情勢ではありますが、組合といたしましても、引き続き、食材等の価格動向を注視しながら、徹底した衛生管理に努め、職員の感染防止を図るとともに、効果的な事業の運営を行い、安全、安心な学校給食の提供に努めてまいります。

本日、ご提案申し上げさせていただく案件でございますが、令和7年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合予算など6件であります。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（下澤章夫） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第1号のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、1番櫻沢裕人議員、2番野崎和也議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定いたしました。

次に、日程第3、一般質問を行います。

なお、本議会の議場については、登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。2番野崎和也議員。

○2番（野崎和也） それでは、通告に従いまして1項目質問させていただきます。

1、給食配送に係るオペレーションについて。

令和6年11月7日木曜日の学校給食において、牛乳の未配送事案がありました。

今回の事案は、業者による確認不足により発生したものです。今後、同様な事案が発生しないとも限りません。安心・安全な学校給食の提供を担保する必要があると考え、以下質問いたします。

（1）直近3年における配送上の遅配及び未配送の件数と内容をお伺いします。

（2）配送されなかった場合の対応を伺います。

（3）遅配及び未配送を防ぐための今後の取組を伺います。

以上で、通告の質問を終わります。

○教育長（儘田文雄） 議長、教育長です。

○議長（下澤章夫） 儘田教育長。

○教育長（儘田文雄） 2番野崎和也議員の御質問にお答えします。

御質問の「給食配送に係るオペレーションについて」の1点目、「直近3年における配送上の遅配及び未配送の件数と内容は。」についてですが、直近3年間の配送等に係るトラブルは、次の3件です。

1件目は、令和5年8月29日の、ポークカレー、一学級分が未配送となった件、2件目は、令和6年2月6日の、全小・中学校分の牛乳が、積雪による交通網の乱れから未配送となった件、3件目は、同年11月7日の、全小・中学校分の牛乳が、供給業者の検査トラブルにより提供中止になった件です。

令和5年8月のポークカレーの事案は、当組合の職員が、カレーを入れる食缶の数の確認を怠ったことによるものです。

令和6年2月の牛乳の未配送は、羽村市及び瑞穂町を含む複数の自治体の小・中学校を担当する供給事業者が積雪による交通網の乱れから、配送できなかったものです。

令和6年11月の牛乳の未提供については、牛乳の供給事業者が検査サンプルを取り違え、検査結果を得られなかったことから、提供中止の依頼を受けたものであります。

次に、御質問の2点目、「配送されなかった場合の対応を伺う。」についてですが、それぞれの事案について、原因の究明と再発防止策を講じております。

当該校の関係者及び保護者に対しては、原因と再発防止策を記載した謝罪文を配布するとともに、未提供分の牛乳代金を学校給食費から減額いたしました。

次に、御質問の3点目、「遅配及び未配送を防ぐ為の今後の取組を伺う。」についてですが、ハード面では、ボイラーや浄化槽などの設備、回転釜やオーブンなどの調理備品を常に良好な状態で使用できるよう、メンテナンスを行うことが重要であると考えます。

また、ソフト面では、学校給食に携わる複数の職員による、点検作業の徹底が必要です。

今後、ハード面とソフト面のより一層の充実を図り、学校給食の配送の遅れや未配送を防止してまいります。

以上で、答弁を終わります。

○2番（野崎和也） 議長、野崎です。

○議長（下澤章夫） 2番野崎和也議員。

○2番（野崎和也） それでは、再質問させていただきます。

配送されなかった場合の対応に関してですけれども、これ、配送されなかったとき、令和6年2月6日、そして令和6年11月7日に関して、牛乳の未配送ということなんですけれども、これ時間的には、学校に御連絡というのはあったのでしょうか、お伺いします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 学校のほうに連絡というのは、給食センターから羽村と瑞穂のそれぞれの小・中学校に牛乳の提供を止めてくれ、あるいは、大雪の件で配送されなかった件については、配送できないんで、というのをこちらのほうから連絡しています。

直接供給事業者から学校というのは、連絡系統というのは出来ていませんので、供給事業者からうちに連絡があって、それを各学校に、こういう理由で提供できないという連絡は差し上げています。

○2番（野崎和也） 議長、野崎です。

○議長（下澤章夫） 2番野崎和也議員。

○2番（野崎和也） これは学校への給食センターからの連絡の時間帯なんですけれども、これ、学校関係者の方からヒアリングを行ったときに、やはりなぜ来なかったのかが長い時間分からなかったと。

そして子どもたちにも説明ができず、結局、何も飲まない状態で食べさせることになってしまったということもありますので、これは早めに御連絡できないものなのかなと思います。

この時間帯に関しては、何時ぐらいに連絡をしたのでしょうか。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 大雪の件であれば、その当日の10時ぐらいに供給事業者から、今日は配送できないんでという連絡が来ました。

サンプルを取り違えた件については、もう配送済みだったんです。連絡が来たのが、10時過ぎに連絡が来て、サンプルを取り違えたんで安全性の確認できない、提供を止めてくださいというお話をいただいた。

それをすぐに10時過ぎになりますが、学校のほうに連絡いたしました。

その時点では、詳しい状況とかは、供給事業者からあまり情報提供がなかったんで、

時間を追って、サンプルを取り違えて安全性が担保できなかったという状況は、後に分かるんですけど、最初の一報では、安全性が確認できないので提供しないでくださいということだったんで、詳しい説明はできなかったんですけど、野崎議員がおっしゃるとおり、前日の連絡では、例えば、代替品は6, 700食ぐらい必要でありますから、それを前日に用意するという事は不可能ですが、ただ、前日に連絡をいただければ、羽村と瑞穂の教育委員会にこういう事象で提供できないんで、例えば、水筒を持参していただくとか、そういう連絡もいただければ可能なんですけど、いずれの2件についても当日の10時過ぎに連絡いただいたんで、本当に、何というのですか、緊急の対応は止めることというか、その情報を提供するぐらいしかなかったのが実情です。

○2番（野崎和也） 議長、野崎です。

○議長（下澤章夫） 2番野崎和也議員。

○2番（野崎和也） では、最後に、おそらく生徒の皆さん、飲まないで食べて、大変な思いをしたのかなとは思いますが、やっぱり安全な学校給食の提供という意味では、同様な事案が発生しないとも限りませんので、最後にこの同様な事案が発生しないようにするための取組に関して伺って質問を終わらせていただきます。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 牛乳に関する供給体制について、詳しく説明させていただきますが、各区市町村教育委員会に東京都学校給食会というのがあるんですが、そちらのほうに牛乳の供給の契約を委任するような形を取っています。

東京都学校給食会が、各牛乳メーカー、うちで言えば、協同乳業と契約を交わして、それぞれの担当地区の小・中学校に牛乳を届けるような、そういう体制になっています。

そこには、東京都教育委員会、広域ですので、東京都教育委員会の関わりがありまして、牛乳の需給の調査、事前調査ですとか、あとは供給事業者の指導監督を行うのは、東京都教育委員会が広域的な観点から行うことになっていますので、今回の事象について、雪もそうですし、サンプルを取り違えて安全性が確保できないという点についても、両方とも羽村・瑞穂の給食センターが直接、供給事業者に指導をするとか、そういうことはしていませんので、東京都教育委員会があくまで指導監督する形になっています。

それを受けて供給事業者のほうで、原因の追及と再発防止策を講じることとなります。

協同乳業であれば、実際に配布している区域なんですけど、渋谷区、中野区、杉並区、

練馬区、西東京市、清瀬市、東久留米市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町で、この11月にあった件ですと、全体で14万6,550本が無駄になってというか、提供できなかった事案になりますので、こういう事案がないように東京都教育委員会に指導監督していただいたという形になります。

以上です。

○議長（下澤章夫） 続きまして、6番浜中順議員。

○6番（浜中順） では、2項目の質問をさせていただきます。

1項目目、給食の原材料費の高騰に対する対応について、給食の原材料費の高騰化対策について、以下の質問をお聞きします。

給食の原材料費の高騰によって、給食費の質を確保することが困難になっていると思われる。この点をどうお考え、どう対策を行っていくのでしょうか。

2項目目、新給食センターの建設への取組について、新給食センターの建設へ向けてどのような準備がされているのでしょうか。お伺いします。

新給食センターの建設への取組について、現在の状況をお伺いします。

以上、2点です。よろしくお願いします。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） はい、6番浜中順議員の御質問にお答えします。

始めに、御質問の2項目目、「給食センターの建設への取り組みについて」の「給食センターの建設への取り組みについて、現在の状況を伺う。」についてですが、現在、新たな給食センターの候補地として、羽村市立羽村第三中学校の東側に位置する羽村市の所有地と土地開発公社の用地、そして民有地を含めた約8千平方メートルの用地を考えております。

羽村市の所有地については、令和6年6月のボーリングによる土壌調査の結果、廃棄物の地層の検出はありませんでした。

この候補地については、都市計画法上の市街化調整区域であること、民有地については未買収であること、また、整備費用の捻出が、今後解決すべき課題です。

第一学校給食センターは、昭和47年に建設され、既に52年が経過しており、第二学校給食センターは昭和54年に建設し、45年が経過しております。

施設の老朽化が進む中、課題を一つ一つ解決しながら、一日も早い給食センターの整

備に取り組んでまいります。

なお、教育委員会に関する御質問については、教育長からお答えいたします。

以上で、答弁を終わります。

○教育長（儘田文雄） 議長、教育長です。

○議長（下澤章夫） 儘田教育長。

○教育長（儘田文雄） 6番浜中順議員の御質問にお答えします。

御質問の1項目め、「給食の原材料費の高騰化に対する対応について」の「給食の原材料費の高騰によって、給食の質を確保するのが困難になっていると思われる。この点をどう考え、どう対策をおこなっているか。」についてですが、現状としては、食材料が高騰しても、限られた給食費の中で「学校給食摂取基準」を満たした給食を提供しなければならないため、高価な食材の使用は避け、比較的安価な食材を用いて調理を行っております。

例えば、ベーコンの代用食材として鶏肉を使用したり、「たけのこ」や「きのこ」の使用を控え、ほかの食材に変更したりしています。

学校給食費については、令和6年度に改定したところですが、食材を含む物価高騰がいつまで続くのか、先行き不透明な状況でございます。

引き続き、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するよう、食材や献立等の工夫を重ねてまいります。

以上で、答弁を終わります。

○6番（浜中順） 議長。

○議長（下澤章夫） 浜中順議員。

○6番（浜中順） 御回答ありがとうございました。

1点目から、原材料の高騰について、お願いします。6年度から値上げをされて、その値上げをされたことによって、こういう点は改善されて、まだちょっとなかなか値上げしても、こういう感じで、なかなか厳しいという、そういう具体的な例がありましたら、教えてください。

一点一点聞いたほうがいいですか。

○議長（下澤章夫） 一問ずつお願いいたします。

○6番（浜中順） じゃあ、これで。2項目は別に。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 御指摘のとおり、今年度から小学校の給食費の1食当たりの単価を40円上げさせていただいて、中学校については、1食あたり50円単価を上げさせていただきました。

それによって、多様な食材を使用したりとか、そういうことが可能にはなった状況にあるんですが、ただ、現実的に言うと、お米ですね、お米については、大体140日程度、年間で献立に入ってきます。

お米の今年度の購入単価を申し上げますと、4月から9月の前期の6か月の契約については、1キロ285円で、後期については、360円で契約していたんですけど、現在の状況のように米が品薄の状況が生まれまして、6か月の供給は契約できないということで、事業者のほうから話がありまして、月単位で現状では毎月契約している状況になります。

直近の2月の1キロ当たりの金額で申し上げますと、528円に上がります。

前期の285円と比較すると、大体85%アップぐらいの単価の上昇率になります。それが主食であるお米で提供される回数も多く、年間の使用割合が高い状況にありますので、影響力という点では、このお米というのは、全体に影響する事案となります。

○6番（浜中順） なかなかこれは深刻ですね。やはり、特に主食、パンも含めて、本当にここで必要な給食が作られるかどうかというのは、これ、心配しちゃうんですけども、何か、今後どうしようという、また値上げとか、そういうことはどういうふうを考えているか分かる範囲で、よろしくをお願いします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 米の価格の状況については、皆さん御存じのとおり、政府が備蓄米を放出することが決定しましたので、まだ具体的に供給されていないですけど、それが出てきた段階で、市場の米の価格がどういうふうになるのかというのは注視していきたいと思います。

それと、米だけじゃなくて、例えば牛乳なんかも毎年、えさだったり、光熱水費であつたりが円安の状況でどんどん上がっていますので、牛乳単価も毎年、四、五円程度上がっているのが実情ですので、また来年もその程度上がるのではないかと考えていますけど、牛乳はほぼ毎日飲んでいただいているものでありますし、ご飯なんかも提供する

回数も多いですし、そうなるとどこで工夫するかというと、やっぱりおかずになります。

副食、そこをうまく組み合わせをして、限られた給食費の中で、教育長から答弁いたしましたとおり、学校給食摂取基準とあって、大体1日当たり必要なカロリーの3分の1がおおよそ取れるような基準になっていますので、それを満たすようにすることがまず大事であります。

学校給食というのは、単に安いものを提供するというだけじゃなくて、食育という面も役割の中にありますので、その中で工夫をしたり、例えば、節分とか、そういうものの伝統食とか、あとは、食文化にいろいろ触れる機会ということで和食だったり、洋食だったり、中華だったり、いろんな役割を担っています。そういうものも担うように工夫しながら、献立というのは作成しているのが実情です。

今年度、給食費を改定させていただきましたが、改定前は、平成28年以来8年間、その単価を維持してきました。28年から令和5年までの物価の上昇率と、今の上昇率は、スピードが格段に早いのが実情ですので、そこも注視しながら、8年は無理にしても、できれば少なくとも5年ぐらいは見れば、現行の単価ですね。

でも、これがお米みたいな形で、ほかの食材もどんどん単価が上がってしまうと、もっと早く改定しなきゃいけないような状況も生まれてくるかもしれません。

でもそれは質を落とさないために、最低限必要なことですので、それは給食センターとしてもそれは、取り組んでまいります。

○6番（浜中順） 浜中です。

○議長（下澤章夫） 浜中議員。

○6番（浜中順） 状況、非常によく分かりました。本当に、努力の一途がよく分かります。現状はなかなかね、厳しいので、ぜひ、運営審議会でしたか、皆さんの意見をぜひお聞きしながら、検討していただきたいと思います。

2項目目ですけども、具体的に今後こういうような課題があつたと説明していただきましたけども、その中で特にこういう問題については、なかなか進めるところに特に困難な課題だとか、今大きな課題を把握しているというような、そういう点がありましたら、教えてください。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） そうですね。まずは、整備用地が確保できない限りは、新しい

給食センターを整備することはできませんので、まずは、整備予定地を確保することが第一に取り組みなさいいけないことと考えていますので、管理者から答弁したとおり、候補地として現在考えているのは、羽村三中のとなりの羽村市の所有地と、羽村の土地開発公社の用地、それと羽村三中と武蔵野小の前の道路に接道している民有地、そこが必要になりますので、今、取り組んでいるのは、その民有地の所有者と取得に向けての交渉を行っている段階です。

実際にその所有者の方と1月末になります、実際に事務局職員で、会ってお話はさせていただいている状況にあります。

前向きに検討はいただいていますので、今後、財源の確保というのですかね、土地の取得費だけでも3億円程度となり、また、令和5年2月に委託でまとめた6,500食規模の給食センターで、36億円ぐらいの整備費がかかるんです。

現在の時点では、御存じのとおり、人件費が高騰していたり、鉄などの建設資材とかの高騰によって、現状では36億円では多分無理だと思います。

実際に、設計事業者の方にお伺いすると、6,500食規模の給食センターでいうと、概算ですけど、あくまで40億円の後半、50億円弱程度必要ではないかという話をいただいています。

この36億円よりも10億円強整備費が高くなっている現状でありますので、課題といえば、そういう多額の整備費が必要になりますので、その財源をどうやって確保していくかというのが一番の問題になってきます。

そこにはやっぱり、どれだけ特定財源となる国からの補助を獲得できるのかにやっぱりよるといえるか、そこに力を入れていかなきゃいけないと考えていますので、今後は用地の取得と合わせて、そういう面も取り組んでまいります。

以上です。

○6番（浜中順） ありがとうございます。

○議長（下澤章夫） よろしいですか。

○議長（下澤章夫） これをもちまして一般質問を終わります。しばらく休憩といたします。再開は2時35分開始といたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時35分 再開

それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて[令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第4号) 令和6年11月22日専決]」の件を議題といたします。提出者から提案理由と説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 「議案第1号 専決処分の承認を求めることについて[令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第4号) 令和6年11月22日専決]につきまして、説明いたします。

本案は、羽村市において、令和7年1月から当面の間、学校給食費を完全無償化することに伴い、予算を措置する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分とさせていただきます。

このことから、同法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4千542万8千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9千361万1千円とするものです。

補正の内容ですが、歳入につきましては、羽村市の11月の臨時議会に計上された補助額に基づき、雑入に学校給食費保護者負担軽減事業補助金として4千542万8千円を措置したものです。

歳出につきましては、学校給食の食材費の支払いについては、公会計である組合予算からではなく、私費会計である「羽村・瑞穂地区学校給食センター学校給食費会計」より支払うことになることから、4千542万8千円を給食費会計へ補助金として支出する額を、学校給食用食材料購入費補助金として、措置したものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願いいたします。

○議長(下澤章夫) これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号「専決処分の承認を求めることについて[令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第4号) 令和6年11月22日専決]」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議案第2号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第5号)」の件を議題といたします。提出者から提案理由と説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 「議案第2号 令和6年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第5号)」につきまして、説明いたします。今回の補正予算は、歳出予算の総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正をするものです。

補正の内容ですが、歳出予算について、まず、「事務所費」の「組合事務所費」は、100万を増額し、1億196万4千円とするものです。

次に、「教育費」の「保健体育費」は、100万5千円を減額し、4億8千472万2千円とするものです。

次に、「予備費」は、5千円増額し、587万8千円とするものです。

細部につきましては、事務局長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願いいたします。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(下澤章夫) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) 議案第2号の細部につきまして、説明いたします。

補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。

まず、事務所費の一般職給料については、東京都人事委員会勧告による給料改定に伴い、8万1千円を増額するものです。

共済費については、一般職の共済組合負担金と会計年度任用職員の社会保険料等が、共済負担金率の改正などにより、39万9千円増額するものです。

需用費の法規追録代については、法改正などによる多くの条例・規則等の改正などが

あり、例規集の追録ページが増加したことに伴い、52万円を増額するものです。

教育費の保健体育費につきましては、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び社会保険料等は、調理師などの会計年度任用職員を応募しましたが定員に満たず、それぞれ記載のとおり減額するものです。

一般職給料については、東京都人事委員会勧告による給料改定に伴い35万2千円を増額するものです。

一般職の共済組合負担金については、共済負担金率の改正により、24万3千円を増額するものです。

最後の予備費につきましては、歳出予算額の調整のため、5千円を増額するものです。

8ページから11ページは給与費明細書となっております。

以上で、議案第2号の細部説明とさせていただきます。

○議長（下澤章夫） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第2号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第5号)」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び日程第7、議案第4号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区

学校給食組合予算」及び日程第7、議案第4号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件を一括議題といたします。提示者から、提案の理由の説明を求めます。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） それでは、一括議題となりました、議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び議案第4号「令和7年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2議案につきまして、説明いたします。

始めに、議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」ですが、令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入・歳出それぞれ4億1千333万6千円で、前年度と比較して、124万8千円の増額となっております。

まず、歳入については、羽村・瑞穂両市町からの「分賦金」は、4億281万8千円で、歳入総額の97.46%を占めております。

「繰越金」については、1千万円、「諸収入」は、51万8千円です。

次に、歳出ですが、「議会費」は、99万2千円、「事務所費」は、1億110万7千円、「教育費」は、3億923万6千円、「公債費」は、1千円、「予備費」として、200万円です。

次に、議案第4号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」説明いたします。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は、当給食組合に係る経費について、令和7年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき、暫定分賦金を決定するため、御提案申し上げます。

令和7年度 羽村市の暫定分賦金は、2億5千703万8千円、瑞穂町の暫定分賦金は、1億4千578万円とするものであります。

細部につきましては、事務局長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、一括議題となりました議案第3号及び議案第4号の細部につきまして説明いたします。

始めに、議案第3号の細部につきまして、説明いたします。

最初は、歳入についてです。お手元にお配りいたしました予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第1款「分賦金」は、4億281万8千円で、前年度と比較して120万円の増額です。

増額の主な要因は、予算総額を令和6年度当初予算より、124万8千円増額したことなどによるものです。なお、分賦金の負担割合につきましては、後ほど説明させていただきます。

次に、第2款「繰越金」は、1千万円で、前年度と同額です。

第3款、「諸収入」のうち第1項「預金利子」は3千円で、前年度と同額です。第2項「雑入」は51万5千円で、前年度と比較して4万8千円の増額です。

増額の主な要因は、雇用保険加入者の増加などにより、増額となるものです。

次に、歳出について説明いたします。12ページ、13ページを御覧ください。

まず、第1款「議会費」のうち、「組合議会費」は、99万2千円で、令和6年度当初予算と比較して、21万1千円の増額です。

主な要因は、隔年で行っている議員等視察を実施するため、自動車借上料を予算計上することにより増額となるものです。

次に、第2款「事務所費」のうち、第1項「組合事務所費」第1目「一般管理費」は、1億105万1千円で、令和6年度当初予算と比較して、144万7千円の増額です。

主な内容ですが、第2節「給料」は、3千779万7千円で、前年度と比較して59万6千円の増額です。

主な要因は、令和6年東京都人事委員会勧告及び定期昇給等によるものです。

第3節「職員手当等」は、2千782万9千円で、前年度と比較して146万円の増額です。

主な要因は、令和6年東京都人事委員会勧告及び定期昇給等により、各種諸手当を増額するものです。

14ページから、15ページを御覧ください。

第4節「共済費」は、1千406万7千円で、前年度と比較して87万5千円の増額

です。

主な要因は、介護保険対象者の増員、社会保険加入対象者の増加などにより増額するものです。

第10節「需用費」は、139万4千円で、前年度と比較して41万6千円の減額です。

主な要因は、法規追録代において、紙媒体から電子データへ変更することに伴う法規追録代の減額などによるものです。

第11節「役務費」は、162万9千円で、前年度と比較して30万7千円の増額です。

主な要因は、電話回線をアナログ回線から光回線に変更するための電話架設費などの増額によるものです。

第12節「委託料」は、613万4千円で、前年度と比較して302万5千円の減額です。

主な要因は、昨年度実施した土壌調査委託料の予算計上がなくなったことによるものです。

16ページ、17ページを御覧ください。

第17節「備品購入費」は、89万1千円で、前年度と比較して増額となります。

増額の要因は、経年劣化による買い替えとして、第2センターの男女更衣室のエアコンをそれぞれ購入することによります。

次に、第2項「監査委員費」は、「監査委員報酬等」として5万6千円で、前年度と同額です。

次に、第3款「教育費」のうち第1項「教育総務費」、第1目「教育委員会費」は、20万9千円で、前年度と同額です。

18ページ、19ページを御覧ください。

第2項「保健体育費」のうち第1目「学校給食費」は、3億902万7千円で、前年度と比較して、9万円の増額です。

主な内容ですが、第1節「報酬」は、5千195万円で、前年度と比較して381万8千円の増額です。

主な要因は、会計年度任用職員の最低賃金の改定及び会計年度任用職員の増員によるものです。

第2節「給料」は、4千565万8千円で、前年度と比較して187万4千円の減額です。

主な要因は、再任用職員1名の退職などによるものです。

第3節「職員手当等」は、3千817万3千円で、前年度と比較して690万9千円の増額です。

主な要因は、会計年度任用職員の勤勉手当の支給など各種諸手当を増額するものです。

第4節「共済費」は、2千221万6千円で、前年度と比較して200万2千円の増額です。

主な要因は、共済負担金率が上がったことなどによるものです。

第10節「需用費」は、7千528万4千円で、前年度と比較して80万1千円の減額です。

主な要因は、消耗品費ですが、経常的なもの以外に、給食用のランチ皿やボールなどの調理用消耗品について、購入予定数が減少するため、減額となりました。

また、調理機器などの備品等修繕料については、実績を踏まえ、減額したことによるものです。

第12節「委託料」は、6千387万8千円で、前年度と比較して242万円の増額です。

20ページ、21ページを御覧ください。

増額の主な要因ですが、給食配送業務委託料、残渣等収集運搬委託料などの増額によるものです。

なお、残渣等収集運搬委託料は、未開封の牛乳パックについては、今までは中身の牛乳を廃棄しておりましたが、今年4月からこの牛乳を残渣と共に合わせて、羽村市内の民間業者へバイオマス発電などの原料として利用していただく予定です。

これにより、牛乳を廃棄することがなくなったため、19ページの下に記載のある浄化槽清掃委託料を減額しております。

再び、20ページ、21ページを御覧ください。

第17節「備品購入費」は、1千25万1千円で、前年度と比較して1千221万4千円の減額です。

第1センターに消毒保管機1台、第2センターに昇降式の消毒保管機1台、コンテナ4台などを計上いたしました。

第2目「施設整備費」については、該当する工事实績がないため、減額しております。

第4款「公債費」については、科目存置として1千円で、前年度と同額です。

第5款「予備費」については、200万円で、前年度と同額です。

次に、22ページから28ページは給与費明細書となっております。

以上が、議案第2号の細部説明です。

続きまして、議案第4号の細部につきまして説明いたします。

議案資料の議案第4号資料を御覧ください。A4版横の資料になります。

令和7年4月1日現在の児童・生徒数の見込みは、羽村市が3千745人、瑞穂町が2千124人で、合計5千869人です。したがって、分賦金の負担割合は、羽村市が、63.81%、瑞穂町が、36.19%で、分賦金につきましては、羽村市が、2億5千703万8千円、瑞穂町が、1億4千578万円、合計4億281万8千円です。

なお、分賦金の負担割合の確定につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって算定し直して、11月議会において御決定していただく予定です。

以上で、議案第4号の細部説明とさせていただきます。

○議長（下澤章夫） これをもって、提案理由並びに内容説明は終わりました。これより議案第3号及び議案第4号に対する質疑を行います。質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番奥泉淳広議員。

○4番（奥泉淳広） 4番奥泉淳広。

予算に反映されていないものとして、給食費の無償化の影響で、給食費を集める不納欠損、督促、こういったものを各自治体で対応しているので、給食センターの予算には反映はないという理解でよろしいでしょうか。給食費無償化の予算への影響。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） この令和7年の当初予算には、羽村市及び瑞穂町の今後、令和7年度当初予算が3月の定例会において、それぞれご審議いただく予定になっていると思います。その中には、当然、当面の間、学校給食費を羽村と瑞穂のそれぞれ無償化という方針をいただいていますので、その予算が可決次第というんですかね、それ次第、補正予算をこちらの令和7年度当初予算に組まさせていただきます予定です。

先ほど、専決処分の承認で羽村市が1月から3月分を予算計上していただいて、その分を学校給食組合の予算として補正予算を組んで専決処分したような形で、無償化の予算をそれぞれの議会で可決・承認いただければ、それを予算化する予定となっています。

○議長（下澤章夫） よろしいですか。

○4番（奥泉淳広） ありがとうございます。

○議長（下澤章夫） ほかに。

川島靖弘議員。

○3番（川島靖弘） 3番川島です。2点お伺いさせていただきたいと思います。

1点目なのですが、先ほど14ページ、15ページの電話料は、光回線に変わるので増額になったというようなお話もあったと思うんですが、具体的にどのような作業をするための部分なのかをお示しいただければと思います。

2点目なのですが、会計年度任用職員さんで、調理師の方で、18ページ、19ページ、会計年度任用職員のところなのですが、欠員が1名、補正のところであったというふうに説明があったと思うのですが、その部分について、今後の採用の見通しとかについてこの予算になっているのか、その辺をちょっとお示しいただければと思います。

○給食課長（田島等） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 田島給食課長。

○給食課長（田島等） 1点目についてお答えいたします。

電話料につきましては、令和7年度から7年契約で、光回線の加入ということで、今現在、もうアナログ回線で、もう壊れたら要は修理が効かない、そういったことの欠点がある以上、令和7年度から新しく光回線で長期の契約をするというものでございます。

それと、2点目の会計年度任用職員の調理師の補充ということで、令和6年度の途中から調理師の補充を派遣会社のほうに応募を試みたんですけど、適した人材が結局いないということで、令和6年度の要は派遣の応募をしたんですけど、それはかなわなかったということになったんですけど、令和7年度も継続してその派遣会社に調理師の応募をかけるかということでございますけども、令和7年度につきましては、一般の公募の中から調理師を採用していきたいと考えてございます。

○議長（下澤章夫） 川島靖弘議員。

○3番（川島靖弘） ご説明ありがとうございます。

2点目については、まだ使っているところもあるかと思って、結構でございますが、

電話の件でちょっとしつこいようなんですが、光回線に変わったところで、本来、光回線電話とアナログ電話の部分で、機器的には基本的には変わらない部分なんですが、今回、光回線に変えることによって、電話自体そのものを何か変更したりとかされたということでもよろしいでしょうか。それとも、契約内容が変わったことによって、著しく上がるということは。

インターネット回線を引いているはずなので、通常であるとアナログより安くなるはずなんですが、その辺はどういう意味になるのか、もうちょっとそこだけ。

○給食課長（田島等） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 給食課長。

○給食課長（田島等） 電話機の回線の件なんですけども、今、アナログで4回線を使っているところが、光回線に変えると1回線で済むということと、機器も新しくなるということで、メリットを考えた時点で有効なため予算化したものでございます。

以上でございます。

○議長（下澤章夫） ほかに。

浜中順議員。

○6番（浜中順） 19ページについてですが。

○議長（下澤章夫） 何点、質問。

○6番（浜中順） 19ページです。

○議長（下澤章夫） いや、件数は。

○6番（浜中順） 予算書です。

○議長（下澤章夫） いや、1件ということでもよろしいですか、質問事項は。

○6番（浜中順） 1件ですね。ちょっと結構いろいろごちゃごちゃしていますけれども。

○議長（下澤章夫） はい。

○6番（浜中順） すみません。今のちょっとつながりもあるんですけども、会計年度任用職員の報酬というのは、上から4段目のところですね。5千132万2千円で、その下に、一般職給料で4千565万8千円。これが会計年度職員、臨時的な方、作業員も多くなっていますけども、給食を作って、具体的に作っていらっしゃる方、一般職も入っているのかもしれないですけども。一般職の給料で、これ正規と非正規かなということだと思っんですね。会計年度職員が非正規で、一般職の方が正規だと。で、これに対応する期末勤勉手当が、その下の職員手当のほうのところの13、16というのが

一般職の期末手当、その次の勤勉手当、それぞれ合わせて約2千万円になりますよね。これが一般職の期末勤勉手当で、先ほどのに対応していると思うんですけども。あと、その下の19、20の会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当がそれぞれ二つあって、合わせて2千100万円であります。

その期末勤勉手当の一般給料とか報酬に対する割合が、一般職員については、期末勤勉手当が合わせて4割を超えているんです。で、会計年度任用職員については2割弱になります。

やっぱり職員、大変な仕事をされている方、特に会計年度任用職員の方、大変な仕事をされていて、確保もなかなか厳しいという中で、この時給の単価と期末勤勉手当の支給率、それが横並びでよその給食センターなどと比べてどうなっているのか。やっぱり低いと人が集まらないと思うんですね。やっぱりそこそ平均ぐらいでないといけない、人は集まってもらえないと思うんですけども、この点はどうなのか、お伺いします。

○給食課長（田島等） 議長、給食課長です。

○議長（下澤章夫） 田島給食課長。

○給食課長（田島等） お答えいたします。

会計年度任用職員の期末勤勉手当の割合が正規職員と比較して低いんじゃないかということだと思うんですけど、会計年度任用職員さんの要は期末手当、勤勉手当が対象となる会計年度任用職員さんというのは、週20時間以上勤めている方が対象になるんです。

ですので、例えば今、調理場、毎日午前中3時間の勤務されている方は、週5日の勤務でも期末勤勉手当の対象にならない。

また、午後の食器を洗う作業の午後3時間の作業の方も対象にならないということで、その給料の割合に対しては、確かに対象となる人数が少ないということで、誤差が生まれてくるというのは事実です。

あと、期末勤勉手当の率なんですけども、これは東京都の人事委員会勧告に基づいて設定しています。勤務手当については、これは羽村市に足並みを合わせて、令和7年度から支給するものです。実際に人事委員会勧告では、年間2.35の割合で支給ということになっていまして、令和7年度でこの率も支給する予定でございます。

以上です。

○6番（浜中順） ほかの施設と比べてどうなのかどうか。羽村と変わりなければ変わり

ないと。

○給食課長（田島等） 支給については、もう東京都人事委員会勧告の規定に基づいて支給するものですので、ほかの施設もそれに基づいて支給すると思いますが、羽村・瑞穂の給食センターだけ低いという認識ではございません。

○6番（浜中順） 浜中順です。そうすると、会計年度任用職員の基本単価というのは、もう東京都のあるところの基準に合わせて決まっているということですか。

○給食課長（田島等） 給食課長です。

○議長（下澤章夫） 給食課長。

○給食課長（田島等） 最低賃金というのがございまして、それに合わせて、普通の最低賃金が改定になるタイミングで、その後にやはり調整して上げてございます。

実際に、令和6年度も最低賃金の食器洗浄だとか調理補助については、1,120円だったんですけど、1,160円だったんですね。

それが改定になって、今は1,120円から1,170円に賃金を上げてございます。

ですので、それに伴って、栄養士、あと調理師、調理補助、食器洗浄、一般事務もそれに見合った時間給、要は報酬を改定してございます。

以上です。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） ちょっと補足で、東京都の人事委員会勧告にそれを準拠するような形で給与制度を運営していますので、ただそれに自動的に変わるわけではなくて、そこには、羽村で言うと、組合の交渉だったりそういうのがあって、率だとか支給月数だとか、そういうのを東京都の人事委員会勧告に準拠した形で、羽村市で言えば、妥結をして、条例改正の提案をして、予算化して、そんな形で運用する形になりますので、組合のほうは、その羽村市の給与制度だとか、準拠するような形で運用していますので、会計年度の期末勤勉手当も羽村が7年度から支給する予定になっていますので、この中の予算には、その会計年度任用職員の期末手当については、人事委員会勧告の率に基づいた金額を予算計上させていただいています。

○6番（浜中順） 議長、浜中です。

○議長（下澤章夫） 浜中議員。

○6番（浜中順） 羽村市が会計年度任用職員の期末勤勉手当分がちょっと遅れて支給さ

れちゃっているというのは分かっています。で、それぞれの市が会計年度任用職員の方の給与ですか、報酬ですね、それとあと支給率、それをそれぞれ決めていると思うんですけども、それというのはもう、ほぼ人事委員会勧告にそういう準じる形で、結果的にはみんな同じなのかどうか。全く同じなのかどうか、それをお聞きしているんですけど。もし、でこぼこがあるんだったら、やっぱり同じにすべきじゃないかということをおっしゃっていただいても、全く同じですか。

○議長（下澤章夫） 杉浦副管理者。

○副管理者（杉浦裕之） 給与の水準ですけれども、最低賃金に連動して上げるか下げるかというのは、そういうところで判断はします。ただし、おっしゃっているように、職務によって内容は違うんですよ。だとすると、それに見合った形で全部設定をしています。これは羽村市でも瑞穂町でも同じなんですけども、例えば給食センターというところと瑞穂町はないわけですから、そうすると羽村市ですよ、ということです。

職務内容によってその基準が違いますけれども、ほかの市ですとか、そういうところを見ながら決めていくんです。言っていることは分かりますか。

ほかのところを見ながら給与水準はどうかというのをそういうのは決めていきます。ただし、これが青森と東京で同じかというのと違うんです。給与水準や生活水準が違いますから。ですから、東京都の中でほかのところと合うかどうかというのを見ながらやっています。

先ほどおっしゃっていたように、ほかのところと合わせているかというところは、認識しています、それは。

○6番（浜中順） 議長、いいですか。

○議長（下澤章夫） もう3回目になりますけど、いいですか。

○6番（浜中順） はい。要するに、そうやって努力されていることは分かるんですけども、結果として同額かどうかということをおっしゃっているんですね。もし同額でなかったら、結果的に低い額になっちゃうから、やっぱり人を集めるのも困難になってくるから、そこはぜひ改善してほしいということをお願いしたい。職種によってそれぞれ違うことは分かっています、みんな。

○議長（下澤章夫） 杉浦副管理者。

○副管理者（杉浦裕之） お答えします。

全部を同じにするわけにはいかないんですよ。なぜかというのと、どのぐらいの需要と供

給のその比較ですから、この金額は本当に来るかどうかというのがあるわけです。みんな同じにして、例えば千代田区と瑞穂町が全く同じ給与体系でできるか。そうじゃないです。そこはお分かりになると思います。

ですから、言っているのは、近隣を見ながら、それに合わせていますけれども、なかなか今は入ってこないというのがありますから、そういうところでは、これからじゃあどうしようかというのは、皆さんと相談しなきゃいけない。関係者が集まって、しなければいけませんけれども、全部同じにするという考えはないんですよ。

ただし、同じにするというのは、さっき言っていた最低賃金制度がありますから、絶対にそれを下回ることはない。上乘せしている部分については、その職務内容によって変わってくる、あるいは地域性もそこに入ってくるんです。そうですね。島もあるわけですから。そういう地域性もあるし、人は通ってこれるかとか、そういうところまで関係してきてしまいますので、そういうところを勘案しながら、給与は設定しているということです。適正化を図るために私たちのほうも努力していますので。

非正規という言葉、先ほど使っていらっしゃいましたが、その非正規と言われる職員の方は、一般的な社会的に非正規と言われている方よりも、制度的にはしっかりとした中での制度構築になっていますから。そういうところでは、不公平感だとかそういうのがないという、私たちは解釈しています。よろしいでしょうか。

○議長（下澤章夫） ほかに質疑ございませんか。それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はあります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の採決をいたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、これより議案第4号の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ございませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号「令和7年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第5号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、説明いたします。

本案は、羽村・瑞穂地区学校給食組合管理者等の旅費及び組合議会議員の費用弁償等に係る規定を改めるため、条例の一部を改正しようとするものです。

改正の内容は、第1条「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」から、第3条「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正」までについて、「1キロメートルにつき23円」と規定している車賃を「実費」に改めるものです。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

また、付則において、旅費及び費用弁償の支給に係る経過措置を設けるものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（下澤章夫） これをもって提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑がありましたら、発言を許します。ございませんか。

奥泉淳広議員。

○4番（奥泉淳広） 3番奥泉淳広です。

この条例改正の説明の部分でございますが、こちら、組合議会議員の費用弁償等を改正する理由、この理由なんですけれども、一般的には何らかの法令等の改正に伴いですとか、そういった理由があるかとは思いますが、こちらの説明の中で、費用弁償

等を改める理由というのは記載していないのかなと思ひまして、その説明をお願いいたします。

○事務局長（田中智文） 議長、事務局長です。

○議長（下澤章夫） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） 基本的には、職員もそうなんですけど、管理者もそうですし、組合議員の皆様も、条例とか規則については、学校給食組合は、羽村の条例に準拠している形を取っています。

この1キロメートル当たり、車賃について23円を実費に改正する改正については、羽村市が令和5年の3月議会で改正していますので、それに合わせる形で、今回、関係する例規を改正させていただいたものになります。

時期としては1年遅れになってしまったんですけど、支給実績はございませんので、車賃については、管理者も議員の皆さんも職員もですけども、そういう形で法令が変わったからというよりは、羽村の条例で車賃については実費のみに改正していますので、それに合わせる形で改正を今回させていただきました。

○議長（下澤章夫） 奥泉淳広議員。

○4番（奥泉淳広） 再質問になるのか分かりませんが、そうしますと、羽村市が改正した市の条例改正に理由が書いてあるというところで、ここではそこまでは回答することではないということで、羽村市の条例改正の理由を見ることにいたします。

以上で了解です。

○議長（下澤章夫） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例」についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されま

した。

次に、日程第9、議案第6号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての件を議題といたします。提案者から、提案理由の説明を求めます。

○管理者（橋本弘山） 議長、管理者です。

○議長（下澤章夫） 橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第6号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」につきまして、説明いたします。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これに代えて「拘禁刑」が創設されることから、条例のうち、罰則の規定や、職員の資格に係る規定で、「懲役」、「禁錮」の用語を使用しているものについて「拘禁刑」とするなど、必要な改正を行うものです。

第1章は、関係条例の一部改正であり、第1条の「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正」から、第6条の「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正」まで、六つの条例について、一括で改正を行うものです。

第2章は、第7条から第9条まで、「罰則の適用に係る経過措置」、「人の資格に関する経過措置」、「職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置」を規定しております。

なお、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（下澤章夫） これをもって提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑がありましたら、発言を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（下澤章夫） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後3時25分 閉会